



# 羽の情報便

## 税務調査について(その1)



### 税務調査について(その1)

税務調査の手続きが今年から変更になっています。国税通則法の改正により、事前通知の徹底や帳簿書類の預かり、調査結果の説明と修正申告の勧奨などの変更が行われています。税務調査は毎年来るものではありません。法人であれば、短い周期で3年に一度、通常だと5~7年に一度来るくらいのもので、その改正内容に沿った税務調査が平成25年1月1日以降から行われています。国税通則法とは、国税に係る一般的な取扱いのルールを定めた法律です。所得税法、法人税法、相続税法などの個別の税目についての法律とは異なり、国税全般に共通するルールをまとめたものです。今回の改正で大きく変わった点は、「国税の調査」という章が独立して設けられました。改正前の通則法では、調査に関する規定はほとんどありませんでした。各税目に関する税法の中で、税務職員が納税者に対して申告内容について質問や検査をする権利を規定しているに過ぎなかったのです。今までの税務調査は、税務職員の裁量に基づいて実施される余地が大きかったのですが、法律に規定することによって、その手続きなどが明確化されたのです。ここでは、改めて法人税の税務調査の流れについて説明します。

#### 1) 会社に税務調査の通知

税務調査はほとんどが予約制です。税務署の調査官が事前にアポイントを取ることから始まります。この時、顧問税理士がいれば、税理士ともスケジュール調整をして日時を決めることになります。予約して調査をするほかに、突然、会社に来て調査を実施する無通知調査もごくまれにあります。これは現金商売等、その現場をおさえなければならないなど、特に必要がある場合にのみ認められた調査の方法です。

#### 2) 実地調査

実地調査は、普通の会社ですと3日間、規模が少し大きな会社であれば5日間くらい実施されます。帳簿や請求書、領収書などの証憑書類などをチェックし、その中で不正な処理、間違っている処理、抜けている処理などがなければチェックしていくのです。この調査は質問検査権という税務調査官が認められた権限に基づいて行われ、会社としては税務調査を受けなければならない受忍義務というものがあります。

#### 3) 調査結果のまとめ

調査の結果、直すべき事項があったか、なかったかを通知します。特に間違いなどがなかった場合は、申告は認つまり、会社が行った申告内容を正しいと認めるということになります。反対に直すべき事項があれば、自主的に直す修正申告をするように指導されるか、税務署側で強制的に直す更生という手続きが取られることになります。たいていの場合は、税務署がこの更生の手続きを行うことはまれで、ほとんどは税務署の指導に従って自主的に修正申告書を提出することで調査が終わります。しかし更生という手続きをされた場合、何か悪いことをしたと勝手に思い込まないことです。どうしても譲れないポイントがあって、修正申告できないため、更生になるかどうかで争うことになるかも知れません。否認指摘に納得できないなら、更生して下さいと伝えてもいいのです。納得した場合のみ修正申告するのです。修正申告でも更生でも、本税や加算税や延滞税は同じです。また、修正申告したら不服申し立てできないと思われるかも知れませんが、処分されれば不服申し立てすることができます。つまり、税務調査の結果として修正申告すると、本税部分のみは不服申し立てすることはできませんが、加算税と延滞税は別途処分なので、不服申し立てすることができるのです。例えば、否認指摘には納得して修正申告書を提出したところ、後日重加算税の決定通知書が送られてきた場合、納得できない場合は、重加算税の取消に関する不服申し立てをすることができます。

以上のように税務調査の流れは大きく、1)通知、2)実地、3)まとめ、という3段階で行われることになります。次号では、この流れに沿って今回の改正について説明します。

## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

# お客様からのQ & A

飲食店を法人経営して五年が経ちました。帳簿書類等がいっぱいになり保管場所がないので倉庫を借りるか、それとも処分しようかと迷っています。法的に帳簿書類等の保存期間について何か決まりはあるのでしょうか？

会社法上は、「会計帳簿及びその事業に関する重要な資料」と「計算書類及びその附属明細書」を十年間保存するように規定しています。一方、税法上は帳簿書類について七年間の保存義務を規定しています。

従って、決算書や総勘定元帳、各種補助簿、仕訳帳については、会社法に基づき十年間の保存が必要です。領収書、請求書、預貯金通帳については税法に基づき七年間の保存が必要です。

尚、申告書と税務届出書については、税法上の保存期間の定めはありませんので、決算書と共に保存するのが好ましいと考えられます。税法上は、先に記載したように七年と規定されています。

しかし、税制改正により、青色欠損金、災害欠損金及び連結欠損金の繰越期間が、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度からは、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた欠損金の繰越控除の期間が九年間に延長されました。

これに伴い、一定の帳簿書類の保存がその適用要件とされていますので、この「欠損金の繰越控除」の適用を受けるには、九年度の保存が必要です。



## 税金・保険のまめ知識（第71回）

## 経営者保険

経営者保険（法人保険）は、一般的には法人が契約者で保険料を支払い、役員に対して保険をかけます。また従業員に対してかける保険もあります。要するに死亡や病氣入院した場合に起きるリスクに備えるための保険です。その一方で保険としての損金（経費）化による積立金を期待した使い方もされています。節税になる上に保険のメリットも得られることや保険に加入しながら、お金を積み立てているのと同じということなど、経営者に人気があります。但し、安易に保険に加入するのでなく、次の5つの点について十分に検討して頂きたいと思います。

### 1. 目的

保険にどのような目的で加入し、どのような効果を期待するのでしょうか。経営者が向き合う色々なリスクの中で、何を優先して備えていくか考える必要があります。

### 2. 金額

必要な保険金額、必要な満期金や解約返戻金、保険料、損金算入額などを検討しましょう。

### 3. 期間

必要な保証期間や契約返戻率のピークの期間にも注意が必要です。また、経営状況に応じて期間変更のできる柔軟性も重要となります。

### 4. 税金

保険料支払時の損金算入による節税も重要ですが、保険金受取時や解約時の税金にも注意して下さい。保険会社の設計書に使われている法人税率にも注意しましょう。将来的にも最高税率になりそうか判断が必要です。

### 5. 柔軟性

経営環境の変化への対応性があるほうがいいです。定期保険を終身保険へ変換できる場合もありますし、保険期間を延長したり短縮したりできる保険もあります。そのほか、契約者変更が有効な場合があるので、そのような柔軟性があるかどうかポイントです。

上記の中でも大切なのは、1の目的です。生前退職金・死亡退職金の手当の為なのか、借入金対策なのか、事業承継・相続対策が目的なのか。加入目的を明確にした後に、どんな保険に入るのかを検討しましょう。



## 5月の税務カレンダー

5月10日(金)

4月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付



5月31日(金)

3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



## 生命保険の基礎知識(7)

～保険の約款を読んだことありますか?～



### 契約時に留意すべき保険用語は?

#### クーリング・オフ制度

生命保険には、申込後でも申込みを撤回することができる「クーリング・オフ制度」があります。一般的にクーリング・オフに関する書面を受け取った日または申込日のいずれか遅い日を含めて8日以内であれば申込みを撤回でき、保険料は返金されます。生命保険会社や商品によっては9日以上期間を設けたり、「申込日からその日を含めて8日以内」などの取り扱いもあります。

#### 責任開始期

保険の申込み手続きをした場合、いつから保障が開始されるのでしょうか。生命保険会社が契約上の責任を開始する時期を責任開始期といいます。申込書に署名押印した後、生命保険会社が契約を承諾した場合には(1)告知あるいは診査、(2)第1回保険料充当金の払い込み、のいずれか遅い時から契約上の責任が開始します。

#### 告知義務

生命保険は、多数の契約者が保険料を出しあって保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない人や危険度の高い職業に従事している人などが無条件に契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。したがって契約にあたって契約者または被保険者は、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、職業などについて、告知書や生命保険会社の指定した医師の質問に、事実をありのまま告げる義務(告知義務)があります。



ちよっとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき(45)

知ってるようで知らない二十四節気とは?-その5-



#### 『寒露』 かんろ

10月8日頃、戌月の正節で、秋の山野に宿る露の意味で、朝夕に寒気を感じはじめます。五穀の収穫もたけなわで雁が渡り、菊が咲きます。

#### 『霜降』 そうこう

10月23日頃、戌月の中気。秋が深まり、所によって霜を見るようになり、冬の気配が感じられます。紅葉の色づきが濃くなる季節です。

#### 『立冬』 りっとう

11月7日頃、亥月の正節で、冬の季節に入る最初の節気で、日差しも弱くなり、冬の気配が増します。朝晩は冷え込み、大地が凍りはじめます。

#### 『小雪』 しょうせつ

11月23日頃、亥月の中気。身近には降雪はないものの、遠い山々の頂には白銀が眺められる季節です。冬の到来が目前感じられます。



# 今月のコラム

あつという間に今年もあと一カ月で半分が終わってしまいます。月日の早さには驚かされます。

ある芸能人がアメリカの民間宇宙企業が開発した有人飛行船による宇宙旅行を予約したニュースが話題になりました。宇宙船といってもロケットエンジンのみ搭載した飛行機で、ロケット発射台でなく一般の飛行機と同じように滑走路から離陸して、空中でロケットエンジンの出力を一気に上げながら高度六十キロを目指すというもの。乗客は約三分間の無重力状態を体験でき、青い地球を眺められるそうです。一回の飛行時間はおよそ四十五分間とのことですが、一般人にはなかなか費用的に高嶺の花ですし現実味が感じられませんか。でも宇宙旅行が旅行会社のホームページに並んでいるのを見ると、時代も変わったものだなと思う今日この頃です。その関連記事で見たのが「火星移住」という話題。人間はまだ月にしか降り立ったことがなく、月に次ぐ火星への有人飛行が二〇二三年を目標に検討されているそうです。片道でなんと八ヶ月…。こんな長い時間を宇宙船の無重力状態で耐えなければならぬのは大変なことですが、まずは火星までの有人飛行を成功させて、その後、順次移住者を募り、最終的には八万人が永住するという構想。きっとそのころまで生きていないと思いますが、「日本は住みにくい」じゃなくて「地球は住みにくい」とか言っているのではありませんか。まずは目先のお仕事頑張って宇宙旅行のために貯金に励みたいと思います。(笑)



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp

初夏の爽やかな季節。  
日々の仕事も頑張りましょう！

